

令和 7 年度 天売島ネコ・ネズミ対策について

羽幌町町民課

1. ネコ対策について

島内で増えたノラネコの影響により、ウミネコ等一部の海鳥の減少が確認されたため、平成 24 年 4 月に天売島ネコ飼養条例を制定し、島内の飼いネコの登録を義務化し、平成 25 年 2 月からノラネコの捕獲を開始した。捕獲したノラネコは、不妊手術などの医療行為を行い、馴化飼育を経て、新たな飼い主を募集し譲渡する取組みを実施してきた。

○これまでの結果

- ・平成 25 年 2 月からの捕獲数 143 匹（島外搬出 130 匹）
- ・島内のノラネコは、ほぼいないと思われる
- ・平成 25 年 2 月からの譲渡合計 126 匹

2. ドブネズミ対策について

ネコ対策を実施中の平成 27 年に、ドブネズミによる住民への被害の増加が確認されたため、住民への捕獲罠の貸出しや、公共施設等での捕獲業務の実施など、市街地区でのドブネズミ対策を実施している。

○令和 7 年度の取組み

- ・ネコに頼らないドブネズミ対策として、公共施設等での捕獲業務の実施や住民への捕獲罠の貸し出しを実施
- ・R6 年 11 月～R7 年 2 月に、市街地でのネズミ類自動補殺器を用いた冬季捕獲試験を実施。冬季においても高い捕獲効果を確認した（16 地点、157 個体）。
- ・R7 年 11 月～ ネズミ類自動補殺器を 10 台導入し、公共施設等での捕獲業務を実施中